

令和5年度

指導監査等結果報告書

伊勢市 健康福祉部 福祉監査室

令和5年度指導監査の結果概要

1. 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法及び関係通知に基づき、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

(1) 実施状況

社会福祉法人（以下「法人」という。）指導監査の実施状況は、次のとおりです。

監査を実施した8法人のうち、5法人への指導監査は、三重県子ども・福祉部福祉監査課が行う社会福祉施設指導監査とあわせて実施しました。

	監査実施数	対象法人数
保育所	5	13
保育所以外	3	10
計	8法人	23法人

(2) 令和5年度指導監査実施方針の重点事項

「令和5年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に指導監査を実施し、改善を図りました。

令和5年度指導監査実施方針の重点事項

(1) 法人運営関係

- ① 法人の評議員会は、平成28年の法改正により、重要な事項を議決する機関として必置とされたことから、招集や運営等が関係法令等に基づき適正に行われているか。
また、議決機関としての機能を果たさず、形骸化したものとなっていないか。
- ② 同改正により、社会福祉充実計画の策定が必要とされた場合、計画が着実に実施されているか。
- ③ 法人の理事会は、その運営の適否を左右する最も重要な機関であることから、定款の定めに従って適正な運営がなされ、要議決事項について実質的な審議が行われているか。
- ④ 法人の公共性及び公益性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう法人の評議員及び役員を選任に際し、暴力団員等欠格事由に該当する者が選任されていないか、また、親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数を超えて就任していないか。
- ⑤ 地域の福祉需要や環境、防犯、防災を含む生活課題の把握に努め、法人の有する機能を活用した先駆的、開拓的な地域貢献など、多様な機関との連携、協働による地域で支え合う公益的な取組みを積極的に推進しているか。
特に、地域の防災拠点として、本市から福祉避難所の指定を受けるとともに、本市や他の社会福祉法人等と災害応援協定を締結するなど、災害時における要援護者及び地域住民に対する支援体制の構築に努めているか。
- ⑥ 法人の監事は、監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、法第45条の18に定める職務を行うに当たって、その独立性及び実効性が確保されているか。
- ⑦ 法人運営において、自己評価を行うとともに、第三者評価事業や外部監査を積極的に活用することなどによる客観的な評価に基づいて、良質かつ適切な法人運営に努めているか。

- ⑧ 社会福祉協議会にあっては、評議員会が法人の重要な事項について議決する機関としての機能を果たさず、形骸化したものとなっていないか。
- ⑨ 法人運営に関する透明性を高めるため、法人の定款、業務内容及び財務等に関する情報をはじめ役員及び評議員の氏名、役職、役員報酬基準等の情報について、会報への掲載や事務所内での閲覧、インターネット（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム）を活用して公表しているか。

(2) 施設整備関係

- ① 施設整備に係る資金計画が適切であり、また、その資金計画の履行が適切に行われているか。特に、寄附金にかかる資金計画については、その履行が確実に行われているか。
- ② 施設建設工事に係る入札・契約手続については、当市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行われているか。また、一括下請負契約をしていないか。
- ③ 建設請負業者等から、共同募金会の指定寄附ではない方法により多額の寄附を受けていないか。

(3) 会計経理関係

- ① 会計責任者と出納職員の兼務を避け、内部牽制体制が確立されているとともに、会計諸帳簿等を整備し、適正かつ明確な会計事務処理が行われているか。
また、必要に応じ適宜監事に諸帳簿等を検査させるなどの内部体制が整備されているか。
- ② 計算書類及び財産目録に計上している預貯金等の資産が実在しているか。
- ③ 運営費の管理については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実な方法によっているか。
- ④ 法人理事長等が社会福祉法人以外の事業を営んでいる場合、資金が混同されていないか。
- ⑤ 物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているか。
特に、契約手続きについては、合理的な理由がないままに競争入札を行わず、随意契約を結ぶなど、不適切な処理が行われていないか。
- ⑥ 職員の給与や各種手当等の支給が適正に行われているか。
- ⑦ 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額なものとなっており、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題はないか。
- ⑧ 役員関係者への特別な利益を供与していないか。
- ⑨ 利用者負担金等の現金の取扱いにあたっては、施設長又は会計責任者が、日々の現金と出納帳との照合を行うなど、現金管理体制が確立されているか。
- ⑩ 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用していないか。
- ⑪ 施設利用者等からの預り金は、法人の会計経理と混同しないよう適切な管理及び処理を徹底しているか。

(4) 安全対策

個人情報の管理規程などを設け、個人情報の取扱いが適正に管理されているか。

(5) その他

- ① 法人印、代表社印、銀行印及び通帳・証書の管理は、規程等を設けて厳正に行われているか。
- ② 苦情を受け付ける窓口や第三者委員の配置など苦情解決体制が整備されているか。
また、福祉サービス利用者への周知を図り、苦情に対し適切な解決に努めているか。
- ③ 福祉サービス第三者評価制度の周知を積極的に行っているか。

(3) 指摘状況

① 保育所

指導監査を実施した5法人に対し、文書指摘6件、口頭指摘46件、計52件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

- ア. 法人運営に関するもの 24件 (46.2%)
- イ. 会計経理に関するもの 28件 (53.8%)

② 保育所以外

指導監査を実施した3法人に対し、文書指摘3件、口頭指摘29件、計32件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

- ア. 法人運営に関するもの 8件 (25.0%)
- イ. 会計経理に関するもの 24件 (75.0%)

③ 指摘項目別状況 (文書・口頭指摘)

監査状況	指摘項目	指摘件数		
		保育所	保育所外	計
実施 8法人 保育所 5法人 保育所外 3法人	I 組織運営	18 (34.6%)	6 (18.8%)	24 (28.6%)
	1 定款	0	0	0
	2 評議員・評議員会	2	2	4
	3 役員 (理事・監事)	4	3	7
	4 理事会	1	0	1
	5 議事録	8	1	9
	6 評議員の報酬	1	0	1
	7 役員の報酬	2	0	2
	II 事業	2 (3.8%)	2 (6.3%)	4 (4.8%)
	1 事業一般	2	2	4
	2 社会福祉事業	0	0	0
	3 公益事業	0	0	0
	4 収益事業	0	0	0
	III 管理	6 (11.5%)	2 (6.3%)	8 (9.5%)
1 人事管理	0	0	0	
2 資産管理	6	2	5	
3 その他	0	0	0	

	その他	11 (21.2%)	14 (43.8%)	25 (29.8%)
	IV 会計経理	15 (28.8%)	8 (25.0%)	23 (27.4%)
計	全項目	52 (100.0%)	32 (100.0%)	84 (100.0%)
	法人運営に関する割合	(46.2%)	(25.0%)	(38.1%)
	会計経理に関する割合	(53.8%)	(75.0%)	(61.9%)

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

④主な指摘内容

法人運営関係

- ・ 定時評議員会招集日から定時評議員会開催日までは中14日の間隔を空ける必要がある。
- ・ 評議員会において計算書類の附属明細書が審議されていない。
- ・ 理事の資格要件が満たされていない状況にある。
- ・ 理事会・評議員会の議事録について、審議した議案の未添付。
- ・ 評議員会の招集について、理事会で①日時・場所、②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、③評議員会の目的である事項に係る議案が決められていない。
- ・ 役員選任時に候補者から收受すべき就任関係書類に不足している書類がある。
- ・ 理事長の職務執行状況の報告について、定款に定める回数以上報告をしていない。
- ・ 議事録作成時に、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記されていない。
- ・ 理事長登記について、組合等登記令第3条第1項に規定された期間を超えて行っている。

会計経理関係

- ・ 予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離がある。
- ・ 共通経費の配分について、経理規程細則と実情が不一致。
- ・ 計算書類、附属明細書、固定資産管理台帳の間において、金額が不一致。
- ・ 設けるべきサービス区分が設けられていない。
- ・ 寄附金の受け入れ時に寄附金申込書が徴取されておらず、寄附者の意向確認ができていない。
- ・ 作成が必要な附属明細書が作成されていない。
- ・ 固定資産の減価償却について、期末帳簿価格に疑義がある。
- ・ 契約書作成に不備がある（契約書が作成されていない、契約内容に不明瞭な箇所が見受けられる等）。
- ・ 予備費の充当について、会計基準に規定された手続きを経ずに充当されている。

(4) 確認監査

指導監査において指摘した不適切事項について継続的な指導監査を行い、法人に自主的な改善を求めています。

令和5年度は、確認監査を実施した法人はありませんでした。

(5) 特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人に随時特別監査を実施しています。

令和5年度は、特別監査を行うに至る法人はありませんでした。

2. その他

(1) 社会福祉法人役員及び幹部職員研修会

社会福祉法人の事務の理解を深めてもらうため、三重県と県内各市で内容を協議した動画（資料）を三重県ホームページに掲載し法人運営研修を実施しました。